

●香川県告示第409号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年8月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第10号
- 2 指 定 年 月 日 平成19年7月24日
- 3 指定道路の位置 丸亀市土器町西七丁目198-2
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル
延長 17.38メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。